

Officeの光電話

サービス規約

株式会社グラントン

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 株式会社グラントン(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定に基づき、この『サービス規約』(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより Officeの光電話(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

- 2 本サービスは、当社が再販契約している電気通信事業者(以下、「契約電気通信事業者」といいます)の提供するIP電話基盤を利用して、そこに接続された当社独自の電気通信設備を介して提供するものとなっています。
- 3 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を、電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
IP通信網	協定事業者における主として通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル(IP)により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
契約回線	当社との利用契約に基づいて、当社と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備のこと
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している者

緊急通報	事業用電気通信設備規則第三十五条に定める通信
端末設備	契約回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内にあるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
技術基準等	端末設備等規則(昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号)で定める技術基準および契約電気通信事業者が総務大臣の登録を受けて定める光サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法(昭和六十三年十二月三十日法律第八号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
IP電話	IP網および電話網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、主として通話の用に供するもの
相互接続点	契約電気通信事業者と契約電気通信事業者以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続(事業法第32条に基づく相互接続協定(電気通信設備の接続に関して締結する協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続をいいます)に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	契約電気通信事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度の当社負担費用を本サービスの契約者に対し請求する際に用いる名称
ゲートウェイ	既存の電話機・電話回線をIP網に接続するアダプタ

第2章 サービス

(提供区域)

第4条 本サービスは、当社が定める区域において提供します。

(サービスの種類)

第5条 当社は、本サービスにおいて次の種類の音声通信サービスを提供するものとします。

種類	内容
網内通信	契約回線から発信する通信であって、次の間で行われるもの

	(ア) 契約回線相互間
国内通信	契約回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、網内通信、携帯電話着信通信およびPHS着信通信以外のもの
携帯電話着信通信	契約回線から発信し、携帯電話設備（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。）との間で行われる通信
PHS着信通信	契約回線から発信し、PHS設備（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。）との間で行われる通信

2 当社は、本サービスにおいて次の種類の音声通信サービスについては提供しません。

- (1) 国際電話への発信。
- (2) 緊急通報および別記に定める電話番号へ発信するとき。

(通話の発信)

第6条 本サービスを利用しようとする契約者は、次に定める場合においては、本サービスで発信ができないことをあらかじめ確認するものとします。

- (1) 緊急通報および別記に定める電話番号へ発信するとき。
- (2) 国際電話への発信。
- (3) 契約者が利用するIP電話サービスに係る契約において、別途定めがあるとき。

(電話番号の付与)

第7条 当社は、1 の利用契約ごとに電話番号を付与します。

- 2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定により付与した電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(IP電話用ゲートウェイのレンタル)

第8条 当社は、本サービスの利用に係るIP電話用ゲートウェイ（以下「当該レンタル機器」といいます。）をレンタルします。

- 2 当該レンタル機器の設置は、契約者が行うものとします。
- 3 当該レンタル機器の利用開始にあたり、機器保証金として別途料金表に定める金額をお支払いいただきます。機器保証金は解約時に当該レンタル機器が当社に返還された後、返金されます。返金の際に、料金の未支払いが存在する場合には、その料金を差し引いた金額を返金します。
- 4 当社は、契約者が本サービスに係る契約回線を解除したときは、当該レンタル機器のレンタルを廃止します。

- 5 当社は、当該レンタル機器が故障等により利用できない状態が生じた場合には、当該レンタル機器を代替機器と交換します。
- 6 当該レンタル機器の故障または廃止等に伴い復旧を要するときは、契約者にその復旧に係る費用相当額を負担していただきます。ただし、明らかに当社の責めに帰すべき事由により復旧を要する場合には、この限りではありません。
- 7 契約解除の場合には、契約者は当該レンタル機器の返還を行うものとします。なお、返還にかかる費用は契約者にて負担していただきます。
- 8 契約者は、当該レンタル機器に関し、次のことを守っていただきます。
 - (1) 善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (2) 変更、分解または損壊しないこと。
 - (3) 本来の用途以外の用途に使用しないこと。
 - (4) 転貸、譲渡、質入等しないこと。
- 9 契約者が当該レンタル機器の返還を行わない、または当該レンタル機器が毀損、亡失したと当社が判断した場合は、機器保証金の返金はいりません。

第3章 契約

(利用契約の単位)

第9条 当社は、1契約回線ごとに1の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1の利用契約につき1人に限ります。

(利用契約申込みの方法)

第10条 利用契約の申込みは、当社所定の契約申込書を、当社に提出することにより行うものとします。

(利用契約申込みの承諾)

第11条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

- 2 当社が、利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の契約申込書を当社が受け付けた日とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は本サービスに必要な電気通信回線設備の設備環境が、当社の定める基準に満たない場合には、加入契約の申込みの承諾を延期することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社が指定する重要説明事項に同意が得られないとき。
 - (2) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。

- (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (4) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 加入申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 第38条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 加入申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された加入契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (8) 加入申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- (9) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

5 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ加入申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(提供開始日および最低利用期間)

第12条 本サービスの提供開始日は、サービスの提供に際して別途当社が定める日付とします。

- 2 本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供開始日の属する暦月の前月の26日(提供開始日が25日から31日の場合は当月の26日)から起算して1ヶ月とします。
- 3 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除または本サービス契約内容の変更を行うことはできません。

(加入契約の申込みの取消)

第13条 契約者は、当社が加入契約の申込みを承諾した日から、本サービスの提供開始日までに入契約の申込みを取消することができます。

- 2 工事に着手後完了前に取消があった場合は、契約者は取消があったときまでに着手した工事の部分について、その料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する料金の額は、その料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

(契約者の氏名等の変更)

第14条 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出は、当社所定の書面により行っていただきます。

(その他契約内容の変更)

第15条 契約者は、本サービスの契約内容の変更を請求することができます。ただし、第7条に定める電話番号が変更になる場合を除きます。

- 2 前項の場合には、料金表に定める初期費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条(利用契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 4 本サービスの契約内容の変更があったときは、その暦月の基本利用料については変更前の本サービスの基本利用料を適用し、その翌月より変更後の基本利用料を適用します。
- 5 本サービスの契約内容の変更は、変更しようとする日の1ヶ月前までに当社所定の書面により請求していただきます。ただし、本サービスの提供開始日の属する暦月に請求することはできません。

(利用権の譲渡)

第16条 契約者は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

(契約者の地位の承継等)

第17条 相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併もしくは分割後存続する法人または合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社または当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者が行う利用契約の解除)

第18条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、利用契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、その旨を当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う利用契約の解除)

第19条 当社は、第24条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第24条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、その利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、

- または、反社会的勢力であったと判明した場合。
- (2) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれがある行為をした場合。
 - (3) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (4) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (5) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認させるおそれのある言動、態様をした場合。
- 4 当社は、第2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を当社所定の方法によりその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、第1項から第3項において利用契約の解除があった場合は、当社の資産等(当該レンタル機器等)を撤去します。なお、撤去に要する費用は契約者の負担とします。なお、契約者が当社の資産等の撤去に応じないときは、当社が契約者に通知することによって、当該資産等の所有権は契約者に移転するものとします。この場合、当社は当該金額の支払請求することができるものとします。

第4章 設備等

(自営端末設備の接続)

- 第20条 契約者は、その契約回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (2) その接続が電気通信設備(当社の電気通信設備に限ります。以下この条において同じとします。)を損傷し、またはその機能に障害を与えると当社が判断したとき。
 - (3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。
 - 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 契約者は、その契約回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、その旨を当社に通知していただきます。

第5章 利用制限、利用中止および利用停止

(本サービスの利用の制限)

第21条 当社及び契約電気通信事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約回線等にかかる通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(契約電気通信事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域のみ契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
契約電気通信事業者が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

- 2 本サービスに係る通信が著しく輻輳したときは、通信が相手方に着信しないことがあります。その場合、通信時間または特定の地域への通信の利用を制限することがあります。
- 3 当社は、次の場合には、本サービスの利用を制限することがあります。
 - (1) 当社及び契約電気通信事業者の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます)。
 - (2) 第38条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) その契約回線等を保留したまま放置し、当社または契約電気通信事業者の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させるおそれがあるとき。
 - (4) 特定の契約者回線等から、多数の不完呼了(相手先の応答前に発信をとりやめることをいいます。以下同じとします。)を発生させることにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。

4 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(是正措置)

第22条 当社は、当社において、契約者が次のいずれかに該当すると認めるときは、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

- (1) 第38条(契約者の義務)第1項第6号に規定する別紙「迷惑行為について」のいずれかに該当する行為もしくは該当するおそれのある行為。
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同のおそれのある行為。

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスを利用して特定の契約回線から、多数の不完了呼(相手方の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第38条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (2) 料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 料金その他の債務の決済に使用するクレジットカードまたは契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (5) 契約回線等に接続されている自営端末設備等に、当社以外の電気通信事業者が設置する他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
- (8) その他、当社が、緊急性が高いと判断したとき。
- (9) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止

をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、前項第2号により提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 料金等

(料金)

第25条 当社が提供する本サービスの料金は、初期費用、基本利用料、オプション料金、機器保証金、ユニバーサルサービス料、および従量料金に係るものとし、料金表、および料金表別表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

- 第26条 契約者は、本サービスの提供開始日の属する暦月の前月の26日(提供開始日が26日から31日の間の場合は当月の26日)から起算して利用契約の解除があった日の属する暦月の25日(利用契約の解除が26日から31日の間の場合は翌月の25日)までの期間について、料金表に規定する基本利用料、オプション料金、ユニバーサルサービス料、および従量料金についての支払を要します。
- 2 前項の期間において、契約者の希望により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料、オプション料金、ユニバーサルサービス料、および従量料金についても、本サービスを利用できなかった期間中につき支払を要します。
 - 3 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(通信時間の測定等)

第27条 通信時間の測定等は、次のとおりとします。

- (1) 通信時間は、契約回線とその他の電気通信回線設備を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の課金システムにより測定します。
 - (2) 回線の故障等通信を発信者または着信者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、前号の通信時間には含みません。
- 2 当社の課金システムの故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。
- (1) 過去1年間の実績を把握することができる時、機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する暦月の前12ヶ月の各月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額とします。
 - (2) 前号以外の場合は、把握可能な実績に基づき、前号に準じて算出した額とします。

(債権の譲渡)

第28条 当社は、本規約の規定により、契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を当社が第三者に譲渡することがあります。

2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

(割増金)

第29条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第30条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

(料金の再請求)

第31条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第32条 契約者は、自営端末設備等を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 契約者は当社が、自営端末設備等の一部稼働停止、設置操作等を申入れた場合、協力するものとします。

(契約者の切分責任)

第33条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備等に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は通話試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、当社より

係員を派遣することはありません。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第34条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として、損害を賠償します。当該賠償は、本サービスの料金からの減額にて応じます。ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

3 前項における料金の範囲は以下の通りとします。なお、本サービスに係る従量料金額については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月間における1日平均の通信料金(前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金とします。)により算出します。

- (1) 基本利用料
- (2) 本サービスに係る従量料金額

(天災または事変等による減額の不適用)

第35条 当社は、天災または事変等その他当社の責めによらない事由により、本サービスが全く利用できない状態となる場合において、前条(料金の減額)の規定は、適用いたしません。

(免責)

第36条 当社は、本サービスに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本規約等の変更により自営端末設備等の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。

4 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責

任を負わないものとします。

第9章 雑 則

(承諾の限界)

第37条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本規約において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第38条 契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

- (1) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないことを認めた場合を除いて、契約者回線等の提供にあたり設置した電気通信設備にその他機械、付加物品を取付けないこと。
 - (3) 契約回線等を本来の用途以外の用途に使用しないこと。
 - (4) 契約回線等を転貸、譲渡、質入等しないこと。
 - (5) 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定め反しないこと。
 - (6) 本サービスの利用にあたって、別紙に規定する「迷惑行為について」に定める行為を行わないこと。なお、契約者において、利用を許諾している(契約者回線等における行為は、とくに反証のない限り、契約者が利用を許諾したものと推定します。)本サービスの利用者が行った行為は契約者の行為とみなします。
 - (7) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (8) 違法にまたは公序良俗に反する態様で、電話サービス等を利用しないこと。
 - (9) 前各号のほか、本サービス等に係る当社の業務に妨害を与える行為をしないこと。
- 2 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとします。
 - 3 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
 - 4 契約者は、自身による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合(契約者が、規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとし

ます。

- 5 契約者は、第1項の規定に違反して当社の電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第39条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する電話サービスの料金とみなして取り扱います。

(電話番号案内)

第40条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が付与した電話番号について、別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

(番号情報の提供)

第41条 当社は、当社の番号情報(電話帳記載または電話番号案内に必要な情報(第40条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載および電話番号案内を行うこととなった電話番号に係る情報に限ります。))を言います。以下この条において同じとします。))について、番号情報データベース(番号情報を收容するための西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。))に登録します。

- 2 前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社で電話帳発行または電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者(当社が別に定める者に限ります。))に提供します。

(注1)本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定または相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2)本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3)当社は、電気通信事業者が「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン(平成十年郵政省告示第五百七十号)」等の法令に違反して番号情報を目的以外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4)電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

(不可抗力)

第42条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(通信の秘密の保護)

第43条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の保護)

第44条 当社は、申込者等の同意を得て個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報であって、第35条(通信の秘密の保護)に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。)を利用する場合を除き、その個人情報等を第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

(1) 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)および日本ベリサイン株式会社の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。

(2) 加入申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)の定めに基づき、利用するとき。

(4) 契約電気通信事業者に情報の伝達や申し込みなどを行うとき。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)、その他法令に基づき、当該法令に定められた範囲にて個人情報等を利用、提供することがあります。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(プログラム複製等の禁止)

第45条 契約者は、本サービスにおいて提供される機器の一部を構成するプログラムがある場合、そのプログラムに関して次の行為はしないものとします。

(1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用权を設定し、または複製し、第三者に使用させること。

(2) プログラムの全部または一部を複製すること。

(3) プログラムを変更または改作すること。

2 契約者は、プログラムの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を

負い、当社に何等の負担はかけないものとします。

(合意管轄)

第46条 当社は、契約者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第47条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

(利用できないサービス)

本サービスにより発信できないサービスは、以下の番号によるサービスおよび「110」「118」「119」「104」のサービスとします。

番号	説明
00XY	事業者番号
9120	ブラステル
9121	
9130	NTT ドコモ
9155	NTT-ME
9156	
9177	ソフトバンク BB
9180	スピーディア
9181	関西コムネット
9191	ぶららネットワークス
9192	
9198	ソフトバンク BB
9199	NTT-ME 中国
20	発信者課金ポケベル
60	e コール
130	マスコーリングサービス
140	災害復旧用無線電話
150	自動船舶電話
160	衛星通信災害用
170	伝言ダイヤル
190	番号案内
450	自動船舶電話
0570 の一部	ナビダイヤルを除く
750	自動船舶電話
910	公専接続
990	災害募金サービス等
100	100 番通話
102	非常・緊急扱い通話

106	コレクトコール(コミュニケーター扱い)
107	新幹線列車通話
108	自動コレクトコール
111	線路試験受付
112	共同加入者受付
113	故障受付
114	お話し中調べ
115	電報受付
116	営業受付
117	時報
121	クレジット通話サービス
122	固定優先解除
123	可聴式料金即知
124	親展通信(F ネット)
125	でんわ会議
126	着信課金(F ネット)
127	ファクシミリ伝言(F ネット)
131	第1種パケット交換サービス
132	
133	
134	ダイヤル Q2 パスワード
135	特定番号通知機能
136	ナンバーアナウンス
141	でんわばん/二重番号サービス
142	ボイスワープ
143	ファクシミリボックス(F ネット)
144	迷惑電話おことわり
145	キャッチホン2
146	
147	ボイスワープセレクト/なりわけサービス
148	非通知着信拒否
149	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
151	メンバーズネット
152	

159	あいたらお知らせ
161	F ネット
162	
163	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
164	
165	メール送受信
167	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
168	ボイスメール
169	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
171	災害用伝言ダイヤル
178	オフトーク
179	キャプテンシステム
181	ID 通知サービス
189	ダイヤル Q2
#ダイヤル	ダイヤル頭が#
ダイヤル	ダイヤル頭が

(チャンネル数の上限数)

本サービスのチャンネル数の上限は32です。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本利用料、オプション料金およびユニバーサルサービス料は、前月26日から当月の25日を1ヶ月分として計算します。

(利用料金の日割)

- 2 当社は、基本利用料等を利用日数について日割しません。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、料金表別表(従量料金額)に定める料金については、1ヶ月分ごとおよび通信の区分ごとに定める額を計算し、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合に限り、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払)

- 4 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社が定める支払期日までに、クレジットカード決済、口座引き落としにおいて支払っていただきます。振込手数料が発生する場合、契約者は、振込手数料を負担していただきます。

(消費税相当額の加算)

- 5 本規約の規定により料金その他の債務の支払を要するものとされている額は、料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとします。

第1 基本利用料、オプション料金、機器保証金

初期費用	料金
基本料金(3番号/3ch)	5,000
追加番号・追加チャンネル(1番号/1ch)	1,000
スマホアプリ(1番号)	3,000
番号ポータビリティ(1番号)	2,000
月額費用	料金
基本料金(3番号/3ch)	1,500

追加番号・追加チャンネル(1番号/1ch)	500
番号ポータビリティ番号の利用(1番号)	1,000
宅内機器(4ch対応)	1,000
宅内機器(8ch対応)	2,000
宅内機器(16ch対応)	4,000
宅内機器(32ch対応)	8,000
スマホアプリ(1番号)	980
留守番電話(1番号)※スマホアプリのみ	280
機器保証金	料金
宅内機器(4ch対応)	20,000
宅内機器(8ch対応)	40,000
宅内機器(16ch対応)	80,000
宅内機器(32ch対応)	160,000

備考

最大番号数は合計で32番号までとします。

第2 ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料 1電話番号ごとに 月額 2円

料金表 別表 本サービスに係る従量料金額

- 1 国内通信に係るもの
 - 国内固定電話着信通信 3分までごとに8円(アプリを利用しての通話時 1分までごとに12円)
- 2 携帯電話着信通信に係るもの
 - 携帯電話着信通信 1分までごとに17.5円(アプリを利用しての通話時 1分までごとに12円)
- 3 PHS 着信通信に係るもの
 - PHS着信通信 1分までごとに17.5円(アプリを利用しての通話時 1分までごとに12円)
- 4 その他ナビダイヤル等課金通話の利用料金など
 - 実費
- 5 電話番号案内に係るもの
 - 1電話番号等案内ごと 110円
- 6 事務手数料
 - 1決済に関わる料金合計金額の5%
- 7 口座振替取扱手数料
 - 1口座振替ごと 200円

別紙

迷惑行為について

本サービスの利用にあたり、迷惑行為の具体的な内容について、以下に記します。なお、これらは具体例の列挙であり、迷惑行為の範囲を限定しているものではありません。また、法令の改正その他の事情により、内容が変更、追加、削除されることがあります。

- ア 当社、他の契約者もしくは第三者の知的財産所有権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。）
- イ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- ウ 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- エ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為。
- オ 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信または表示する行為。
- カ 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用し、または犯罪を助長もしくは誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為。
- キ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- ク ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）に違反する行為。
- ケ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年六月十三日法律第八十三号）に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- サ 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
- シ 他人になりすまして本サービスを利用する行為。（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- ス 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- セ 公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）に違反する行為。
- ソ 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールまたは他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある電子メールを送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- タ 他人の電子メールの受信を妨害する行為。
- チ 連鎖的な電子メールの転送を依頼または依頼に応じて転送する行為。
- ツ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年四月十七日法律第二十六号）に違

反する行為。

- テ 他社の設備または当社通信設備(当社が各種インターネットサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、もしくは大量のメールまたはメッセージ送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含みます。)
- ト 他社の設備または当社通信設備のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- ナ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段(いわゆるフィッシング詐欺およびこれに類する手段を含みます。)により他者の個人情報を取得する行為。
- ニ 特定商取引に関する法律(昭和五十一年六月四日法律第五十七号)に基づく表示義務を怠り、契約意思の無い操作の結果にもかかわらず契約したかのように誤認させる行為。(無料と表示されているにもかかわらず、有料サービスに導く行為がある場合は特定商取引に該当するものとみなします。)
- ヌ 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスまたは提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- ネ 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が行われている契約者回線上のサイトあるいは契約者回線上のサイト以外のサイトに、直接または間接に、接続させるに至る一切の行為。(例えば、上記の各サイトにリンクをはる行為。)
- ノ 上記各号のほか法令(法律、政令などをいいます。)に違反する内容の文字による記述ないし情報を送信または表示する行為。
- ハ 上記各号に該当する行為であると認定しえなくとも、行為の実質・態様・全体的印象などを当社において総合的に判断した結果、それらの行為に順ずるもの、あるいはそれらの行為に類似するものであると当社が認めた行為。
- ヒ その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

附 則

(実施期日)

本規約は、平成28年8月1日から有効となります。